

健康を守るための家での生活のポイント ～感染性胃腸炎に注意しましょう～

冬場は、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の発生が多い時期です。正しい知識を知って、感染性胃腸炎を予防しましょう。子どもや高齢者は重症化しやすいので、特に注意が必要です。

感染性胃腸炎とは？

主な症状は、吐き気、おう吐、下痢、腹痛、軽度の発熱が1～2日続きます。最も多い原因がノロウイルスです。

ノロウイルスは、非常に感染力が強く、家族などの身近な人に次々と感染が広がることがあります。



感染経路は？

- ・人からの感染：感染した人の便やおう吐物から人の手などを介して感染する場合
感染した人のくしゃみや咳のしぶきを、口や鼻から吸い込み感染する場合
- ・食品からの感染：感染した人が調理などをして汚染された食品を食べた場合
ウイルスに汚染された加熱不十分な二枚貝を食べた場合 など

予防対策のポイント



手洗い

- ・石けんと流水で洗う
- ・帰宅後・トイレ後・調理前・食事前・おう吐物やおむつの処理後など、こまめに洗う
- ・特に汚れの残りやすい、指先・指の間・爪の間・親指の周りなどは丁寧に洗う
- ・手洗いは、2度洗いが効果的！



調理器具の消毒

- ・まな板、包丁、食器、ふきんなどは使用後すぐに洗剤で洗う
- ・熱湯（85℃以上）で1分以上の加熱消毒も効果的！



食品の加熱

- ・加熱して食べる食品は、85～90℃で1分以上加熱し、食材の中心部までしっかり火を通す

消毒用アルコールでの手指消毒は、ノロウイルスにはあまり効果がないといわれています。こまめな手洗いを心がけてください。



※感染したかも、と思った場合は、かかりつけ医にご相談ください

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014



感染対策
実施中

コミュニティバスにゆ〜す 3

▶問い合わせ 交通政策課 ☎73-3055

時刻表を見ながらコミバスに乗ってみよう！

(例) 山本庁舎から環の湯に行きたいとき

1. 出発地と目的地の近くのバス停を路線図で調べます。
市ホームページでは、地図上でバス停の位置を調べることもできます。
2. 路線を調べて、時刻表の該当ページをチェック！



- ポイント**
- ・時刻表は縦に上から下へ見ます。
 - ・時間はそれぞれのバス停の出発時間です。
 - ・バスの便は「△△線 ○○行き」と表示しています。「○○行き」には最終到着バス停が入ります。右図は、「財田観音寺線 琴平駅行き」の時刻表です。
- (例) 8:41に「山本庁舎」でバスに乗り、9:04に「環の湯」で降車します。

3. 出発時間前にバス停留所でお待ちください。
4. 帰りは逆の「財田観音寺線 観音寺駅行き」に乗り、帰ります。

※時刻表は、市役所本庁および支所のほか、バス車内などで配布しています。

12 財田観音寺線 時刻表【月曜日～土曜日（祝日除く）運行】
琴平駅行き

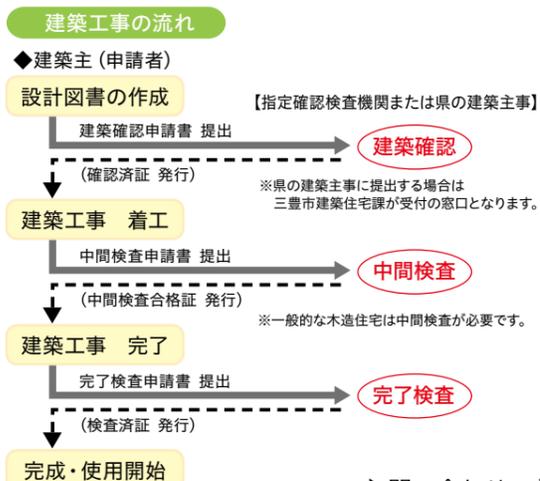
車 間	2号		1号	
	第1便	第2便	第3便	第4便
観音寺駅	-	8:08	9:15	11:35
観音寺総合高校前	-	8:11	9:18	11:38
観音寺第一高校前	-	8:12	9:19	11:39
中 辻	-	8:39	9:46	12:06
マリンカ山本店	-	8:40	9:47	12:07
山 本 庁 舎	6:13	8:41	9:48	12:08
環 上	6:14	8:42	9:49	12:09
西 中	6:15	8:43	9:50	12:10
橋 本 病 院	6:16	8:44	9:51	12:11
J A 宝 山 支 店	6:17	8:45	9:52	12:12
吉 田	6:19	8:47	9:54	12:14
明 神	6:21	8:49	9:56	12:16
栗 平	6:22	8:50	9:57	12:17
長 野 口	6:23	8:51	9:58	12:18
中 元	6:24	8:52	9:59	12:19
川上総合センター	6:25	8:53	10:00	12:20
財田小学校前	6:27	8:55	10:02	12:22
宮 坂	6:28	8:56	10:03	12:23
財 田 庁 舎	6:29	8:57	10:04	12:24
森	6:30	8:58	10:05	12:25
久 保 の 下	6:31	8:59	10:06	12:26
埴 子 尾	6:32	9:00	10:07	12:27
石 野 下	6:34	9:02	10:09	12:29
地 蔵 堂	6:35	9:03	10:10	12:30
環 の 湯 ↓	-	9:04	10:11	12:31
石 野 上	6:37	9:06	10:13	12:33
正 宗	6:38	9:07	10:14	12:34
琴 中 前	6:59	9:28	10:35	-
琴 平 駅	7:02	9:32	10:39	-

※一部バス停を省略しています

これだけは知っておきたい都市計画 vol.3

5月31日に予定している都市計画区域の再編によって、高瀬町の一部（高松自動車道を境として西側に位置する地域）および三野町が新たに区域に編入されます。都市計画区域に指定されると、家の建築（増改築）を行う場合には、いくつかのルールを守る必要があります。このコーナーでは、そのルールを紹介します。

都市計画区域内で家を建てる場合の決まりごと ～建築確認申請について～



建築確認とは、建築物の安全性や敷地の環境など、建築基準法やその関係法令に定められている基準に適合した建築が行われるかどうかを確認することです。

都市計画区域内で建築物を建築しようとする場合（増築の場合は、増築部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの）には、事前に建築確認申請を行い、確認済証の交付を受けなければ工事に着手することはできません。また、申請した建築物の工事が完了したときは完了検査（中間検査対象建築物の場合は中間検査を含む）を受検し、検査済証（または中間検査合格証）の交付を受ける必要があります。

なお、建築確認申請や完了検査などは、民間機関である指定確認検査機関や県の建築主事のいずれかで受けることができますので、依頼した建築士や工事監理者にご相談ください。

▶問い合わせ 都市整備課 ☎73-3048 西讃土木事務所 ☎25-5261